

3 監 第 2 8 号
令和3年10月18日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 二階堂 公治

二本松市監査委員 平塚 與志一

令和3年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき令和3年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

3 監 第 2 8 号
令和3年10月18日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 二階堂 公治

二本松市監査委員 平塚 與志一

令和3年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき令和3年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和3年度定期監査結果報告書

第1 準拠基準

二本松市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和3年4月1日から令和3年8月31日までの執行分

(2) 対象部局

総務部

秘書政策課、財政課、人事行政課、税務課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適法、適正、かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼とした。

4 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた定期監査資料、書類及び帳簿類を調査するとともに、部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑及び実査を行った。

5 監査の日程

(1) 監査の期間

令和3年9月28日から令和3年10月15日

(2) 監査委員監査

令和3年10月14日、15日

第3 監査の結果

事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上改善、留意すべき点で軽微なものについては、口頭で改善を促した。